

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	農水産業協同組合貯金保険法による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

農水産業協同組合貯金保険機構は、「農水産業協同組合貯金保険法（以下「貯金保険法」という。）による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務」における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び個人情報保護関係法令を遵守し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

農水産業協同組合貯金保険機構

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	貯金保険法による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務
②事務の内容 ※	【貯金保険機構の貯金保険業務の概要】 ・農水産業協同組合貯金保険機構(以下「当機構」という。)は、貯金者等の保護及び破綻した農水産業協同組合(以下「組合」という。)に係る資金決済の確保を図るため、貯金保険制度を確立し、信用秩序の維持に資する、との貯金保険法(昭和48年7月16日法律第53号)の目的達成に向けて、貯金保険制度を適切に運用すること等を使命としている。 ・当機構は、貯金保険制度を運用する貯金保険業務として、組合からの貯金保険料の収納業務、貯金者等に保険金を支払う上で必要となる組合の名寄せのデータ整備を促進するための業務を行っている。また、組合が貯金等の払戻しを停止すること等により破綻した場合、一定額の対象貯金等を保護(定額保護)するための保険金の支払、事業譲受け・合併等を行う救済組合に対する資金援助を行う。 【貯金保険機構において特定個人情報ファイルを取り扱う事務】 ①組合の破綻処理時の名寄せにおける利用 ・貯金保険で保護される貯金等の額は、決済用貯金は全額、それ以外の貯金等については、1組合ごとに1人当たり元本1,000万円までと破綻日までの利息等の合計額となる。このため、組合が破綻した場合、同一の貯金者等が同一組合内に保有している複数の貯金等口座を集約し、合算する作業が必要となる。これを「名寄せ」と称している。 ・この作業は、貯金保険法第57条の2により、当機構が名寄せに関して提出する項目をあらかじめ指定したフォーマット(以下「機構指定フォーマット」という。)に基づき、破綻組合又は破綻組合から依頼を受けた電算センター(以下「破綻組合等」という。)において作成された名寄せに必要な貯金者等データ(以下「名寄せ用データ」という。)の提出を受け、当機構が実施している。 ・当機構が行う名寄せにおいて、破綻組合等から提出を受ける名寄せ用データに個人番号を加え、当機構が保有するシステムを利用し、従来から利用していた貯金者等のカナ氏名・生年月日等の一致・不一致に加え、個人番号の一致・不一致を突合することにより、同一貯金者等を特定した上で、当該貯金者等が保有する複数の貯金等口座を集約し合算する処理を行う。 ②名寄せ用データのシミュレーションテスト時の取扱い ・当機構では、組合破綻時の円滑な名寄せを確実なものとするための平時からの検証として、貯金保険法第37条に基づき、組合及び電算センターから名寄せ用データの提出を受け、それが機構指定フォーマットに則り、正しく作成されているかなどを当機構のシステムにより検証している。これを「シミュレーションテスト」と称している。 ・上記①のとおり、組合の破綻処理時に提出を受ける名寄せ用データに個人番号を組み込むことから、シミュレーションテストにおいても、組合から個人番号を含むデータの提出を受け、名寄せ処理を行った上で、機構指定フォーマットに係る検証を行う。
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	付保貯金払戻・貯金等債権買取システム(資金援助方式の場合)
②システムの機能	・システムは、組合の破綻処理時に、破綻組合等から提出された名寄せ用データを基に、名寄せを行い、貯金保険で保護される貯金等の額の確定処理を行った上で、当該貯金等の払戻し等の業務を行う。 ・また、システムは、破綻組合等から提出された名寄せ用データが、機構指定フォーマットの仕様に準拠しているかについての検証機能や、名寄せに必要な貯金者等情報を追加的に確認する必要がある貯金者等のリストを抽出する機能も有している。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

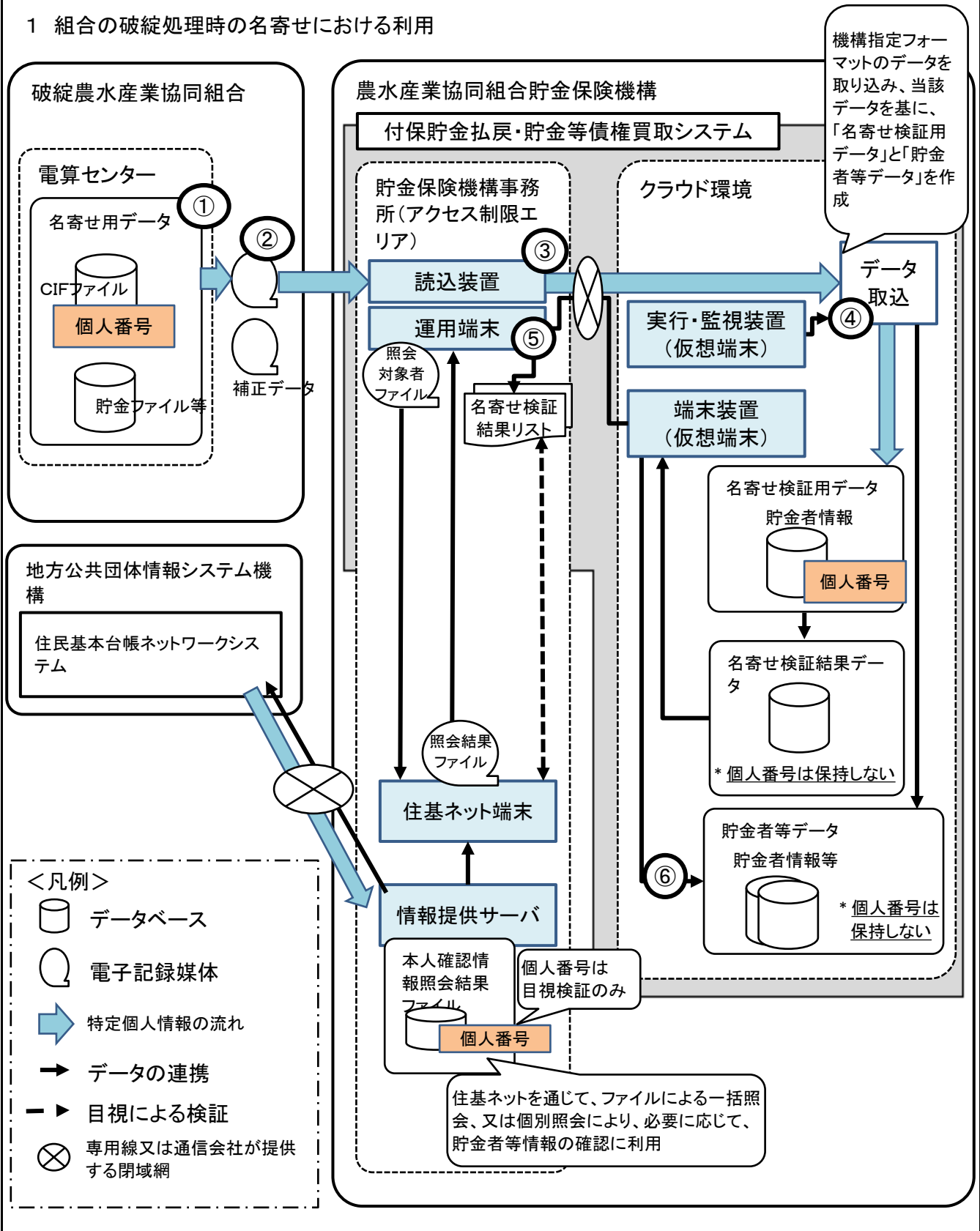
システム2～5

システム2	
①システムの名称	保険金支払・貯金等債権買取システム(保険金支払方式の場合)
②システムの機能	・システムは、組合の破綻処理時に、破綻組合等から提出された名寄せ用データを基に、名寄せを行い、貯金保険で保護される貯金等の額の確定処理を行った上で、当該貯金に係る保険金支払い等の業務を行う。 ・また、システムは、名寄せに必要な貯金者等信息を追加的に確認する必要がある貯金者等のリストを抽出する機能も有している。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（ ） ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
(1)名寄せ検証用データ (2)本人確認情報照会結果ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	・組合が破綻した場合に、貯金保険で保護される貯金等の額を把握するため、同一貯金者等を特定し、当該組合に有する複数の貯金等口座を集約する際に、特定個人情報ファイルを利用することが必要となる。
②実現が期待されるメリット	・特定個人情報ファイルを利用することにより、貯金者等情報に係る確認作業の負担が軽減し、組合破綻時における貯金等の払戻しの円滑化に繋がることが期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表の82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条の3 ・住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の9、別表第1の14の項 ・住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号)第1条第22項 ・農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第37条、第57条の2 ・農水産業協同組合貯金保険法施行規則(昭和48年大蔵省・農林省令第1号)第21条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	☐ 実施しない ☐ <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—

7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	業務部
②所属長の役職名	業務部長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容

1 組合の破綻処理時の名寄せにおける利用



① 当機構は、貯金保険法第57条の2に基づき、破綻組合に対して、個人番号を含む名寄せ用データ及び補正データ(以下「名寄せ用データ等」という。)を、当機構に提出することを求める。

これを受け、当該組合は、電算センターに対して、個人番号を含む名寄せ用データを機構指定フォーマットに基づいて作成し、データを暗号化した上で、電子記録媒体に保存することを依頼する。

② 破綻組合等は、①により作成された名寄せ用データが収録された電子記録媒体及び補正データが収録された電子記録媒体を施錠できる搬送容器に入れて保護・施錠し、当機構に搬送する。

③ 当機構職員は、当該電子記録媒体提出を受け、当機構に設置する読込装置により、暗号化された名寄せ用データ等を複合化し付保貯金払戻・貯金等債権買取システムへ取り込む。

この際、当システム内に、名寄せ処理を行うための貯金者等データを作成するとともに、名寄せの検証を行うための名寄せ検証用データを作成する(貯金者等データには個人番号は記録しない扱いとする一方、名寄せ検証用データには個人番号を記録するため、特定個人情報ファイルに該当する。)。

名寄せ検証用データへのアクセスは、障害発生時の対応として当システムの管理者に限定するようシステムにて制限する。

④ 当機構職員は、付保貯金払戻・貯金等債権買取システムの実行・監視装置で処理実行の操作を行うことにより、上記③にて取り込まれた貯金者等データに基づき、当該データに記録されたカナ氏名、生年月日等の一致する貯金者を特定する。

この際、上記③にて作成された名寄せ検証用データを利用し、当データ内に記録された個人番号、法人番号を基に名寄せ結果との検証処理を行い、個人番号、法人番号の一致・不一致・登録有無の結果を、名寄せ検証結果データに個人番号を除き出力する。

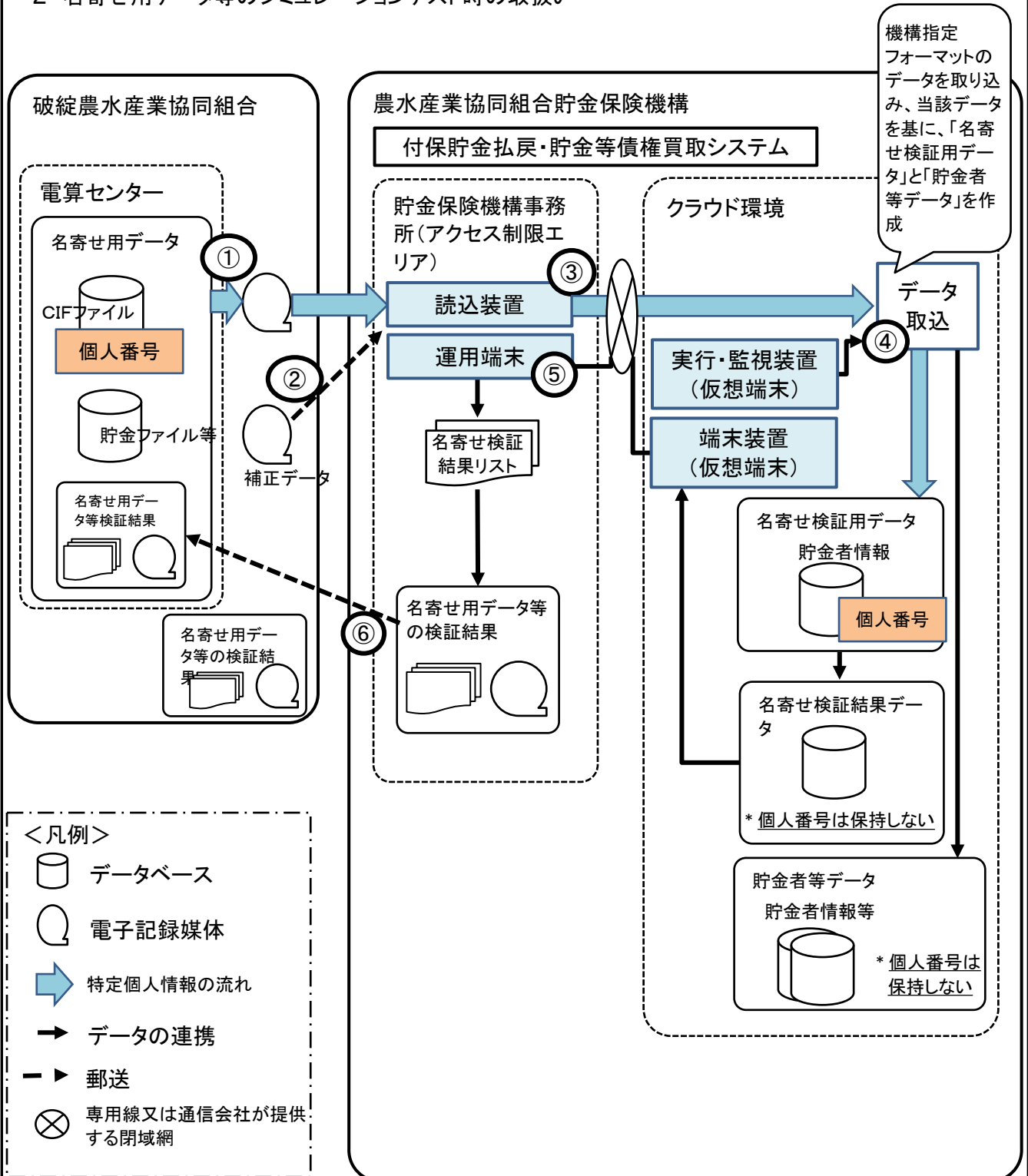
⑤当機構職員は、名寄せ検証結果データに収録された各種データを基に、端末装置より名寄せ検証結果リストを出力し、漢字氏名、住所等により名寄せの検証を行う(端末装置は、個人番号を記録した名寄せ検証用データにアクセスできないようシステム制御を行うほか、端末装置から出力される名寄せ検証結果リストに個人番号は表示しない。)。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された住基ネット端末操作者が住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を通じて、地方公共団体情報システム機構に対し貯金者等の本人確認情報(個人番号＋基本5情報等)を照会し、名寄せの検証を行う(住基ネットから出力された本人確認情報照会結果ファイルは、特定個人情報ファイルに該当。本人確認情報照会結果ファイルは、名寄せの検証が終了した都度、住基ネット端末操作者が速やかに消去する。)。

⑥当機構職員は、上記⑤の確認結果を基に、端末装置を操作することにより修正が必要な貯金者等データにおける貯金者情報等を修正し、名寄せ完了者については、貯金者等からの依頼に応じて、貯金保険で保護される貯金の払戻し等を行う。

※本内容は、資金援助方式に基づく組合の破綻処理時の名寄せにおける利用を示しており、保険金支払方式による破綻処理の場合には、「付保貯金払戻・貯金等債権買取システム」は「保険金支払・貯金等債権買取システム」に、「貯金等の払戻し」は「保険金の支払い」となります。

2 名寄せ用データ等のシミュレーションテスト時の取扱い



① 当機構は、貯金保険法第37条に基づき、組合に対して、個人番号を含む名寄せ用データ等を、当機構に提出することを求める。

これを受け、当該組合は、電算センターに対して、個人番号を含む名寄せ用データを機構指定フォーマットに基づいて作成し、データを暗号化した上で、電子記録媒体に保存することを依頼する。

② 当該組合は、セキュリティ便にて補正データが収録された電子媒体を当機構に搬送するとともに、当該組合から提出の依頼を受けた電算センターは、①により作成された名寄せ用データが収録された電子記録媒体を施錠できる搬送容器に入れて保護・施錠し、当該センター職員（農協系統においては、農林中央金庫職員）が当機構に搬送する。

③ 当機構職員は、当該電子記録媒体提出を受け、当機構に設置する読込装置により、暗号化された名寄せ用データ等を復号化し付保貯金払戻・貯金等債権買取システムへ取り込む。

この際、当システム内に、名寄せ処理を行うための貯金者等データを作成するとともに、名寄せの検証を行うための名寄せ検証用データを作成する（貯金者等データに個人番号には記録しない扱いとする一方、名寄せ検証用データには個人番号を記録するため、特定個人情報ファイルに該当する。）。

名寄せ検証用データへのアクセスは、障害発生時の対応として当システムの管理者に限定するようシステムにて制限する。

④ 当機構職員は、付保貯金払戻・貯金等債権買取システムの実行・監視装置で処理実行の操作を行うことにより、上記③にて取り込まれた貯金者等データに基づき、当該データに記録されたカナ氏名、生年月日等の一致する貯金者を特定する。

この際、上記③にて作成された名寄せ検証用データを利用し、当データ内に記録された個人番号、法人番号を基に名寄せ結果との検証処理を行い、個人番号、法人番号の一致・不一致・登録有無の結果を、名寄せ検証結果データに個人番号を除き出力する。

⑤ 当機構職員は、名寄せ検証結果データに収録された各種データを基に、端末装置より名寄せ検証結果リストを出力し、組合及び電算センターから提出を受けた補正データや名寄せ用データが機構指定フォーマットに基づいて作成されているか、また、名寄せ用データ等が正確に登録されているかについて検証を実施する（端末装置は、個人番号を記録した名寄せ検証用データにアクセスできないようシステム制御を行うほか、端末装置から出力される名寄せ検証結果リストに個人番号は表示しない。）。

⑥ 上記の検証結果を組合及び電算センターに還元し、不備データの内容確認・修正を依頼する（当該検証結果に個人番号は掲載しない。）。

(備考)

「CIFファイル」とは、貯金者等の氏名や生年月日等の情報であって、機構指定フォーマットとして作成されたものをいう。

「貯金ファイル等」とは、貯金者等の口座に関する情報等であって、機構指定フォーマットとして作成されたものをいう。

「補正データ」とは、円滑な名寄せを実施するために必要な情報であって、機構指定フォーマットとして作成されたものをいう。

「付保貯金払戻・貯金等債権買取システム及び保険金支払・貯金等債権買取システム(以下「破綻処理業務システム」という。)」において特定個人情報を取り扱う事務に係る各端末・装置の機能は以下のとおり。いずれも、インターネットなど、外部ネットワークからは分離するほか、破綻処理業務システムで保有する特定個人情報の電子記録媒体への書き出し制御の措置を講じる。なお、個人番号を含まない個人情報については、権限を付与された特定のユーザIDを用いた場合のみ、電子記録媒体への書き出しができるよう、システム的な措置を講じる。

・読込装置：当機構のオフィスに持ち込まれた名寄せ用データ等が保存された電子記録媒体を読み込み、当該データを当機構の破綻処理業務システムに取り込む装置。

・運用端末：クラウド上の実行・監視装置及び端末装置を操作する装置。

・実行・監視装置：破綻処理業務システムにおける処理の指示を行うほか、処理の進行状況をモニターする装置(クラウド環境上の仮想端末)。

・端末装置：名寄せに必要な貯金者等情報が不足していたり、貯金者等の同一性の判定に疑義がある貯金者等情報をリストアップし、追加確認を行い、貯金者等情報の修正や補完を行う(クラウド環境上の仮想端末)。

1. 特定個人情報ファイル名		
(1)名寄せ検証用データ		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	・貯金保険制度の対象となる組合の貯金者数	
その必要性	・組合が破綻した場合に、同一貯金者等が当該組合に有する複数の貯金等口座を集約し、貯金保険で保護される貯金等の額を算定するため、上記を対象範囲とする必要がある。	
④記録される項目	[10項目未満] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [○] その他 (貯金保険法による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務に係る) 情報	
	その妥当性	個人番号、その他識別情報、その他(貯金保険法による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務に係る情報):対象者を正確に特定するために必要
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年9月9日法律第65号)附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日(以下「改正番号法施行日」という。)である平成30年1月1日以降。	
⑥事務担当部署	業務部	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (貯金保険制度の対象組合)	
②入手方法	☐ 紙 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()	
③入手の時期・頻度	①組合の破綻処理が発生した都度 ②シミュレーションテストを実施する都度	
④入手に係る妥当性	①組合の破綻処理が発生した都度: 貯金保険法第57条の2第1項にその根拠が示されている。 ②シミュレーションテストを実施する都度: 貯金保険法第37条及び貯金保険法第57条の2第4項にその根拠が示されている。	
⑤本人への明示	・当機構は、組合が保有する名寄せ用データの一つとして個人番号の提出を受け、利用するものであり、本人から直接入手しない。 ・入手根拠は、上記④のとおり。	
⑥使用目的 ※	・組合が破綻した場合の名寄せを行う。 ・また、組合の破綻処理時の円滑な名寄せを確実なものとするため、平時のシミュレーションテストにおいても、個人番号を含む名寄せ用データの提出を受け、名寄せ処理を行った上で、機構指定フォーマットの掲載データに係る検証を行う。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	業務部
	使用者数	10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	・番号法別表(第9条関係)に規定される事務の範囲内で、組合から提供を受けた個人番号を含む名寄せ用データにより、同一の貯金者等が同一組合内に保有する複数の貯金等口座を集約する。	
	情報の突合 ※	・同一の貯金者等が同一組合内に保有する複数の貯金等口座を集約するため、同一人物か否かを貯金者等の個人番号の一致・不一致により確認する。
	情報の統計分析 ※	・個人番号の収録件数の集計や収録率の算出などを行う。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・貯金保険で保護される貯金等に係る債権の額を把握できる。
⑨使用開始日	平成30年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[illegible]

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[] 提供を行っている（ ）件 [] 移転を行っている（ ）件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（ ）
⑦時期・頻度	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 []
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（ ）
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ① ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ② 日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報とは、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ・組合から提出を受けた特定個人情報が記録された電子記録媒体は、破綻処理業務システムのシステム管理者が、施錠可能なキャビネットに保管する。
②保管期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 [定められていない] 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
その妥当性	・シミュレーションテスト時に取り扱った特定個人情報については、検証が終了した都度、消去・廃棄する扱いとする(保管期間は1年未満)。 ・一方、組合の破綻処理時に利用した特定個人情報については、全ての貯金者等の名寄せが完了し、貯金保険で保護される貯金の払い戻し等が終了した後、破綻処理事務の観点から保有の必要がなくなった際に、消去・廃棄する扱いとする。
③消去方法	・組合から提出を受けた、特定個人情報が記録された電子記録媒体については、当該組合の破綻処理事務等の観点から保有の必要がなくなった時点で、消磁、上書き消去又は専用シュレッダーで破碎することにより、復元困難な状態にする。 ・クラウド上に保存されている特定個人情報は、組合の破綻処理事務等の観点から保有の必要がなくなった時点で、システム管理者が消去する。クラウド事業者は、当機構の業務データにアクセスできないよう制御されているため、クラウド事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者は、HDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際に、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしがって確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、当機構が委託した開発事業者が既存の環境からクラウド環境へ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

7. 備考

--

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(2)本人確認情報照会結果ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・貯金保険制度の対象となる組合の貯金者数	
	その必要性	・組合が破綻した場合に、同一貯金者等が当該組合に有する複数の貯金等口座を集約し、貯金保険で保護される貯金等の額を算定するため、上記を対象範囲とする必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
	その妥当性	個人番号、5情報、その他住民票関係情報:対象者を正確に特定するために必要
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	改正番号法施行日である平成30年1月1日以降。	
⑥事務担当部署	業務部	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (地方公共団体情報システム機構)	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☒ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()	
③入手の時期・頻度	組合の破綻処理が発生した都度	
④入手に係る妥当性	・地方公共団体情報システム機構により本人確認情報を入手する方法を専用線とするのは、同機構の定めによる。 ・組合の破綻処理が発生した都度入手するのは、貯金保険法第57条の2第1項にその根拠が示されている。	
⑤本人への明示	・当機構は、地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手し、利用するため、本人から直接入手しない。 ・入手根拠は、上記④のとおり。	
⑥使用目的 ※	・組合が破綻した場合の名寄せを行う。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	業務部
	使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	・組合から提出を受けた個人番号を含む名寄せ用データについて、必要に応じ、地方公共団体情報システム機構から提供を受けた本人確認情報により検証・補完を行う。	
	情報の突合 ※	・組合から提出を受けた名寄せ用データと、地方公共団体情報システム機構から提供を受けた本人確認情報を突合し、名寄せ結果の検証・補完を行う。
	情報の統計分析 ※	—
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・貯金保険で保護される貯金等に係る債権の額を把握できる。
⑨使用開始日	平成30年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[illegible]

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[] 提供を行っている（ ）件 [] 移転を行っている（ ）件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（ ）
⑦時期・頻度	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		・地方公共団体情報システム機構より入手した特定個人情報は、施設管理されたサーバールームに設置するサーバラック内の住基ネット接続サーバ機器に保存し、管理する。
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 4) 3年 7) 6年以上10年未満 10) 定められていない 2) 1年 5) 4年 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 3) 2年 6) 5年 [定められていない]
	その妥当性	・地方公共団体情報システム機構から提出を受けた本人確認情報により名寄せの検証・補完が終了した都度、消去・廃棄する扱いとする。
③消去方法		・情報が記録されるハードウェアを破棄した際には、廃棄した業者より証明書の提出を受ける。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【名寄せ検証用データ】

1. 金融機関コード、2. 支店コード、3. CIF(取引先)コード、4. CIF補助番号、5. 個人・法人番号

【本人確認情報照会結果ファイル】

1. 要求レコード番号、2. 提供事務区分、3. 個人番号提供事務区分、4. 対象者識別情報、5. 照会対象期間(開始年月日)、6. 照会対象期間(終了年月日)、7. 照会基準日、8. 消除者の要否、9. 対象者住民票コード、10. 対象者氏名(漢字)、11. 対象者氏名(かな)、12. 対象者生年月日、13. 対象者性別、14. 対象者住所、15. 対象者住所(市町村コード)、16. 対象者個人番号、17. 予備、18. 処理結果コード、19. 照会結果レコード数、20. 照会結果レコード連番、21. 照会一致項目、22. 異動有無、23. 生存状況、24. 変更状況、25. 住民票コード、26. 氏名(漢字)、27. 氏名(かな)、28. 生年月日、29. 性別、30. 住所、31. 個人番号、32. 付随情報(異動事由)、33. 付随情報(異動年月日)、34. 外字情報 氏名外字数、35. 外字情報 住所外字数、36. 外字データレコード数、37. 市町村コード、38. 不参加団体対象フラグ、39. 検索パターン番号、40. 旧氏(漢字)、41. 旧氏(かな)、42. 外字情報 旧氏外字数、43. 予備

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 名寄せ検証用データ	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・貯金保険制度の対象組合が保有する名寄せ用データを、破綻組合等から提出を受けるものであり、これ以外に入手する経路はないため、対象者以外の情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・当機構が破綻組合等より提出を受ける名寄せ用データのフォーマットとなる機構指定フォーマットは、当機構があらかじめ名寄せに関して提出する項目を指定したフォーマットである。このため、当該フォーマットに基づいて作成したデータには必要な事項以外の情報が含まれていない。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・当機構は、特定個人情報の入手元である組合に対して、機構指定フォーマットに基づいて作成された名寄せ用データの提出を依頼することになるため、不適切な方法で入手が行われることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・特定個人情報の入手元である組合が番号法第16条に基づき本人確認を行うこととなる。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号の真正性については、当機構では確認を行っておらず、特定個人情報の入手元である組合が(番号法第16条に基づき本人確認を行う際に併せて)確認している。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・組合の破綻処理時及びシミュレーションテスト時に入手する個人番号については、破綻処理及びシミュレーションテストが終了した都度、消去・廃棄することから、常に新しい特定個人情報を入手することとなり、その特定個人情報の正確性については、入手元である組合が確保している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・破綻処理時及びシミュレーションテスト時に、破綻組合等が電子記録媒体を当機構に持ち込む際には、保存データを暗号化した上で、施錠できる搬送容器を利用して、セキュリティ便等により搬送するとともに、授受簿により、電子記録媒体の授受を管理する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	・宛名システム(個人番号と既存番号の対照テーブルなどを用い複数の事務で個人番号を共通して参照するシステム)の利用はない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・名寄せに利用するシステムは、破綻処理業務システムと住基ネットのみであるが、それぞれ独立しており、他のシステムからアクセス制御又は分離されていることや、当該システムを他の事務に利用することもないことから、特定個人情報が事務に必要な情報と紐付けられることはない。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・破綻処理業務システムにおいて特定個人情報を取り扱う事務に係る各端末・装置(読込装置、実行・監視装置、端末装置)では、ログイン時にIDとパスワードにより認証管理を行う。また、実行・監視装置、端末装置では、ログイン時とは別に、破綻処理業務システムの処理を実行させるためのID・パスワードで認証を行う。なお、特定個人情報へのアクセス権限は、システム管理者のみに限定する。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・破綻処理業務システムの各端末・装置では、アクセス権限を管理する者が、業務上の責務と必要性に従い、必要最小限の範囲に限り、ID・パスワードを発効する。また、人事異動等により、アクセス権限が不要になった場合には、アクセス権限を管理する者がID・パスワードを失効する。さらに、アクセス権限を管理する者は、IDを付与した役職員の一覧を作成し、定期的に業務上不要なユーザIDがないか確認する。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・破綻処理業務システムの各端末・装置のユーザIDは、必要最小限の範囲に限り、ID・パスワードを発効する。 ・アクセス権限を管理する者は、IDを付与した役職員の一覧を作成し、定期的に業務上不要なユーザIDがないか確認する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・破綻処理業務システムの各端末・装置では、特定個人情報にアクセスした履歴や個人情報の書き出し作業の履歴はログとして保存する。ログは、定期に及び必要に応じ随時にチェックを行う。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・破綻処理業務システムに特定個人情報ファイルを取り込む際に利用する読込装置は、特定個人情報ファイルの内容を操作者が見ることができないように暗号化した上で、操作者をユーザIDやパスワードにより限定し、破綻処理業務システムで保有する特定個人情報の電子記録媒体への書き出しができないよう、システムの措置を講じる。また、個人番号を含まない個人情報は、権限を付与された特定のユーザIDを用いた場合のみ、電子記録媒体への書き出しができるよう、システムの措置を講じる。なお、破綻処理業務システムの実行・監視装置及び端末装置は、インターネットから分離している。 ・破綻処理業務システムで保有する特定個人情報(名寄せ検証用データ)へのアクセス権限は、破綻処理業務システムのシステム管理者のみに限定し、操作者はアクセスできないようシステム制御を行う。また、システム管理者については、アクセス履歴をログとしてシステム保存し、定期的に第三者がチェックする。 ・破綻組合等から提出を受けた特定個人情報保存された電子記録媒体は、破綻処理業務システムのシステム管理者が、施錠可能なキャビネットに保管する。 ・特定個人情報の事務外利用の禁止については、「貯金保険機構個人情報取扱規程」に定め、職員に周知している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・破綻処理業務システムの実行・監視装置及び端末装置では、IDとパスワードで操作者が限定されているほか、特定個人情報ファイルへのアクセスはシステム管理者以外できない。また、インターネットから分離しているほか、破綻処理業務システムが保有する特定個人情報の電子記録媒体への書き出しができないよう、システムの措置を講じる。なお、個人番号を含まない個人情報は、権限を付与された特定のユーザIDを用いた場合のみ、電子記録媒体への書き出しができるよう、システムの措置を講じる。 ・破綻処理業務システムで保有する特定個人情報ファイル(名寄せ検証用データ)については、アクセスの履歴をログとして保存しており、不正利用があった場合はユーザ及び業務処理を特定できる。 ・破綻処理業務システムは仮想端末経由で利用するため、実行・監視装置及び端末装置には、データが保存されない。 ・実行・監視装置及び端末装置を操作する運用端末は、多要素認証を備え、端末内にデータを保存できないよう、システムの措置を講じる。 ・破綻組合等から提出を受けた電子記録媒体は暗号化されており、破綻処理業務システムのシステム管理者が施錠可能なキャビネットに保管する。 ・破綻処理業務システムの各端末・装置が利用する回線は、通信会社が提供する閉域網であり、暗号化及びセキュアな通信を行っており安全性が確保されている。 ・破綻処理業務システムには、アクセス制限エリアでのみアクセスが可能となっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

【○】委託しない

情報保護管理体制の確認

[] <選択肢>
1) 制限している 2) 制限していない

具体的な制限方法

[] ＜選択肢＞
1) 記録を残している 2) 記録を残していない

具体的な方法

[] <選択肢>
1) 定めている 2) 定めていない

委託先から他者への提供に関するルール
の内容及びルール遵
守の確認方法

委託元と委託先間の
提供に関するルール
の内容及びルール遵
守の確認方法

[] ＜選択肢＞
1) 定めている 2) 定めていない

ルール内容及び ルール遵守の確認方 法

＜選択肢＞

1) 定めている 2) 定めていない

規定の内容

＜選択肢＞

1) 特に力を入れて行っていない	2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない	4) 再委託していない

具体的な方法

その他の措置の内容

[]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている 2) 十分である

3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

[○] 提供・移転しない

特定個人情報の提供・移転
の記録

＜選択肢＞

2) 記録を残していない

＜選択肢＞

2) 定めていない

＜選択肢＞

2) 十分である

3) 課題が残されている

--

＜選択肢＞

2) 十分である

3) 課題が残されている

--

＜選択肢＞

2) 十分である

3) 課題が残されている

--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている]

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である]

リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている]

リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク5: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている]

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている]

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている]

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容 ・特定個人情報を保管するサーバ機器は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築し、専門スタッフや監視カメラによる監視の他、認可された者だけがアクセスできるよう生体認証によるアクセス制限など、適切な入退室管理策を行っている。 なお、当機構で利用するクラウドサービスは、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしている。 また、当該クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ②日本国内でデータを保管している。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ・端末操作を行う執務室は、出入口に入室認証装置を設置し、部外者の侵入を防止する。 ・電子記録媒体の読込装置は、当機構の業務区域内に入室管理を行う専用の部屋に設置する。 ・特定個人情報を記録した電子記録媒体は、破綻処理業務システムのシステム管理者が施錠可能なキャビネットに保管する。 ・電子記録媒体の受渡しについては、管理簿により、誰から誰へ、何を渡したのかを管理する。	

⑥技術的対策	十分にやっている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な対策の内容	・破綻処理業務システムの各端末・装置は、ウイルス対策ソフトを導入し、不正アクセスからの防止策を講じるほか、ユーザIDとパスワードによるアクセス権限を付与した操作者以外は、当該システムを利用できない扱いとする。また、破綻処理業務システムは仮想端末経由で利用するため、実行・監視装置及び端末装置にはデータが保存されない。さらに、破綻処理業務システムが保有する特定個人情報については、電子記録媒体への書き出しができないよう、システムの措置を講じる。なお、個人番号を含まない個人情報については、権限を付与された特定のユーザIDを用いた場合のみ、電子記録媒体への書き出しができるよう、システムの措置を講じる。 ・クラウドサービス事業者は当機構のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・クラウドサービス上には、インターネットに接続可能な「一般ネットワーク」の他、インターネットから直接アクセスができない「閉域ネットワーク」と当該ネットワークへの「認証用ネットワーク」の3層ネットワークを構築する。 破綻処理業務システムは、このうち、「閉域ネットワーク」に設置し、インターネットを通じて情報が流出することがないようにシステム面の措置を講じる。 なお、「認証用ネットワーク」には、「一般ネットワーク」からの認証要求及び「閉域ネットワーク」内の仮想端末を操作する通信以外を遮断するようアクセス制限を講じ、また、「一般ネットワーク」と物理端末との通信内容はVPNにより暗号化する。 ・事前に許可をされていない装置等については、当機構のネットワークに接続できないように措置を講じる。 ・個人番号を保管する名寄せ検証用データへのアクセスについては、取扱者をシステム管理者のみに限定する。システム管理者のアクセスについては、履歴をログとしてシステム保存し、定期的に第三者がチェックすることとする。 ・出力する全ての紙媒体には個人番号は印字されない。
⑦バックアップ	十分にやっている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	十分にやっている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—

⑩死者の個人番号	[保管している]	＜選択肢＞ 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す生存者の個人番号の管理と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・組合の破綻処理時の名寄せに利用する特定個人情報は、組合の破綻時（保険事故発生時）が基準となるため、名寄せの事務処理上、特定個人情報を更新する必要はない。 また、シミュレーションテスト時に取り扱う特定個人情報は、テストが終了した都度、消去・廃棄することから、古い情報のまま保管されることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・システムに保存されている特定個人情報のデータについては、利用終了後、削除を行い、削除した旨を記録する。 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠し、機密レベルに応じた確実なデータ消去（クリア、パージ、破壊）を実施する。 ・破綻組合等から提出を受けた、特定個人情報が記録された電子記録媒体については、消磁、上書き消去又は専用シュレッダーで破砕することにより、復元困難な状態にし、管理簿等にその旨を記載する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・「貯金保険機構個人情報取扱規程」において、当機構が保有する特定個人情報の漏えい等が発生した場合の対応として、以下のとおり定めている。 ① 特定個人情報の漏えい等の事案、その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発生した場合、その事案等を認識した役職員は、直ちに当該特定個人情報を管理する保護管理者に報告する。 ② 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、主任保護管理者及び総括保護管理者に報告する。 ③ 主任保護管理者は、農林水産省に報告することに加え、平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号等に基づき、事実関係及び再発防止策等について、個人情報保護委員会に報告するとともに、当該事案に係る特定個人情報の本人への連絡等の対応の措置を講じる。 ④ 事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表等の対応の措置を講じる。		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報照会結果ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・住基ネットによる一括照会は、本人確認情報として照会が必要な対象者を収録したシステムファイルを送受信することにより、本人確認情報を取得することになるため、対象者以外の情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・地方公共団体情報システム機構から提供される情報は、本人確認情報（個人番号＋基本5情報等）となっており、必要な情報以外を入手することはできない。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・地方公共団体情報システム機構から、本人確認情報を入手する際には、住基ネット端末操作者を限定した上で、専用回線によるデータ送受信となることから、不適切な方法で入手が行われることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・地方公共団体情報システム機構から入手するものであり、本人から直接提出を受けるものではないため、当機構において本人確認措置は義務付けられていない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号の真正性については、入手元である地方公共団体情報システム機構が確認している。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・組合ごとに地方公共団体情報システム機構へ本人確認情報を照会し、提出を受けた本人確認情報により名寄せの検証・補完が終了した都度、消去・廃棄することから、常に新しい特定個人情報を入手することとなり、その特定個人情報の正確性については、入手元である地方公共団体情報システム機構が確保している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・地方公共団体情報システム機構との接続は専用回線のみであり、インターネットと接続していない。また、住基ネットより入手した特定個人情報ファイルは、施錠管理されたサーバールームに設置するサーバラック内の住基ネット接続サーバ機器に保存し、管理する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	・宛名システム(個人番号と既存番号の対照テーブルなどを用い複数の事務で個人番号を共通して参照するシステム)の利用はない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・名寄せに利用するシステムは、破綻処理業務システムと住基ネットのみであるが、それぞれ独立しており、他のシステムからアクセス制御又は分離されていることや、当該システムを他の事務に利用することもないことから、特定個人情報が事務に必要な情報と紐付けられることはない。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・住基ネット端末管理者が、住基ネット端末操作者を指定した上で、個人ごとに利用権限を設定し、住基ネットの生体認証装置によるユーザ認証を行うことで管理する。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・アクセス権限の発効は、システムのアクセス権限を管理する者が、業務上の責務と必要性に従い、必要最小限の範囲に限って行う。また、アクセス権の失効は、システムのアクセス権限を管理する者が、アクセス権を削除し、削除の記録を行う。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムのアクセス権限を管理する者は、IDを付与した役職員の一覧を作成し、定期的に業務上不要なユーザIDがないか確認する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・住基ネットにおいて、アクセスした履歴は、当機構に設置する住基ネット接続サーバ機器に保存され、住基ネット端末管理者が、定期に及び必要に応じ随時にチェックを行う。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・住基ネット端末は、ID及び生体認証により操作者を限定する。 ・住基ネット端末はプリンタと接続しないため、データを紙出力できない。また、住基ネットより入手した特定個人情報ファイルは、名寄せ結果の検証・補完が終了した都度、住基ネット端末管理者が速やかに消去・廃棄する。 ・住基ネットへアクセスした履歴は、当機構に設置する住基ネット接続サーバ機器に保存されるため、住基ネット端末管理者が、必要に応じてチェックする。 ・特定個人情報の事務外利用の禁止については、「貯金保険機構個人情報取扱規程」に定め、職員に周知している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・住基ネットより入手した特定個人情報ファイルは、施錠管理されたサーバールームに設置するサーバラック内の住基ネット接続サーバ機器に保存し、管理する。 ・住基ネット端末は、ID及び生体認証により操作者を限定しているほか、インターネットと接続していない。 ・住基ネットより入手した特定個人情報ファイルは、住基ネット端末管理者以外のアクセスが行えないように制御されており、不正に複製することができない。 ・住基ネットへアクセスした履歴は、当機構に設置するサーバに保存されるため、住基ネット端末管理者が、必要に応じてチェックする。 ・住基ネット端末には特定個人情報を保存しない取扱いとする。住基ネットより入手した特定個人情報ファイルは、名寄せ結果の検証・補完が終了した都度、住基ネット端末管理者が速やかに消去・廃棄する。住基ネットより入手した特定個人情報ファイルを閲覧する端末装置にも個人番号が保存されないよう、系統的に制御する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

【○】委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
委託契約終了後の不正な使用等のリスク
再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	
特定個人情報の提供ルール	[] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	
特定個人情報の消去ルール	[] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

[○] 提供・移転しない

特定個人情報の提供・移転
の記録

＜選択肢＞

2) 記録を残していない

[]

＜選択肢＞

2) 定めていない

[]

＜選択肢＞

2) 十分である

3) 課題が残されている

リスクに対する措置の内容

[]

＜選択肢＞

2) 十分である

3) 課題が残されている

リスクに対する措置の内容

[]

＜選択肢＞

2) 十分である

3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容 ・住基ネット接続サーバ機器を設置し、住基ネット端末操作を行う執務室は、出入口に入室認証装置等のほか、施錠装置、監視設備を設置し、部外者の侵入を防止する。 ・住基ネットより入手した特定個人情報ファイルは、施錠管理されたサーバールームに設置するサーバラック内の住基ネット接続サーバ機器に保存し、管理する。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容 ・住基ネット端末は、ID及び生体認証により操作者を限定している。 ・住基ネット端末は、インターネットや他のネットワークに接続できない専用端末を使用するなど、インターネットを通じて流出することがないようにシステム面の措置を講じる。 ・住基ネット端末は、破綻処理業務システムとは回線で結ばれておらず、名寄せ検証用データにはアクセスできない。 ・住基ネットより入手した特定個人情報ファイルには、住基ネット端末管理者以外のアクセスが行えないように制御されており、不正に複製できない取扱いとする。 ・住基ネットへアクセスした履歴は、当機構に設置するサーバシステムに保存されるため、住基ネット端末管理者が、必要に応じてチェックする。 ・住基ネットより入手した特定個人情報ファイルは、名寄せ結果の検証・補完が終了した都度、住基ネット端末管理者が速やかに廃棄する。	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す生存者の個人番号の管理と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・地方公共団体情報システム機構から提供を受けた本人確認情報により名寄せの検証・補完が終了した都度、消去・廃棄する扱いとし、特定個人情報が古い情報のまま保管されることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・住基ネット端末には特定個人情報を保存しない取扱いとする。住基ネットより入手した特定個人情報ファイルは、名寄せ結果の検証・補完が終了した都度、住基ネット端末管理者が速やかに消去・廃棄する。また、住基ネットより入手した特定個人情報ファイルを閲覧する端末装置にも個人番号が保存されないよう、システムの制御する。 ・情報が記録されるハードウェアを破棄した際には、廃棄した業者より証明書の提出を受ける。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・「貯金保険機構個人情報取扱規程」において、当機構が保有する特定個人情報の漏えい等が発生した場合の対応として、以下のとおり定めている。 ① 特定個人情報の漏えい等の事案、その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発生した場合、その事案等を認識した役職員は、直ちに当該特定個人情報を管理する保護管理者に報告する。 ② 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、主任保護管理者及び総括保護管理者に報告する。 ③ 主任保護管理者は、農林水産省に報告することに加え、平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号等に基づき、事実関係及び再発防止策等について、個人情報保護委員会に報告するとともに、当該事案に係る特定個人情報の本人への連絡等の対応の措置を講じる。 ④ 事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表等の対応の措置を講じる。		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない (1)「貯金保険機構個人情報管理規程」に基づく保有個人情報及び個人番号(以下「保有個人情報等」という。)の点検。 ・保有個人情報等の保護管理者は、保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法について、定期に及び必要に応じ随時点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。 (2)「情報セキュリティに関する規程」に基づく、情報セキュリティ対策の自己点検の実施。 ・年1回、特定個人情報等取扱者を含む全役職員を対象として、当機構の総務部長から指示された自己点検票及び自己点検の実施手順を用いて自己点検を実施している。点検結果について総務部長が確認し評価を行う。自己点検の結果、全体として遵守率が低かった項目については、職員への注意喚起、研修内容への反映を行い、機構全体として改善を図っている。 ・このほか、年1回、情報システムセキュリティ責任者を対象とした自己点検も実施し、管理事項に関するチェックも行っている。
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない ・「情報セキュリティに関する規程」に基づき、保有個人情報等の管理の状況について財務班担当参事による監査を行う。 ・「対策推進計画」に基づき、情報セキュリティ関連規程遵守状況についての監査及び情報システムの脆弱性診断を実施している。また、必要に応じ、財務班担当参事による追加の監査を実施することとしている。 ・政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスを調達することとしており、ISMAPにおいて、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない (1)「貯金保険機構個人情報取扱規程」に基づき、保有個人情報等の保護制度の体系、保有個人情報等の管理、最近の漏えい等事案等に関して、全職員に研修資料を配付し読了報告を行わせる教育研修を実施する。 (2)「情報セキュリティに関する規程」に基づき、毎年度、情報セキュリティ対策の教育に関する実施計画を立て、以下の施策を実施している。 ①標的型攻撃に対するメール訓練(実施時期非開示) ②新規着任時の研修 ③情報セキュリティ関連責任者・管理者向け研修 ④特定個人情報等取扱者を含む全役職員向け研修 ⑤内部監査結果、第三者監査結果等についての全役職員向け説明会の実施
3. その他のリスク対策	
・当機構の情報セキュリティに関する基本規程である「情報セキュリティに関する規程」及びその下位規程について、政府統一基準群に準拠しており、政府機関等の情報セキュリティ対策と同等の対策を講じている。 ・同規程においては、情報セキュリティインシデントに対処するための体制として、貯金保険機構CSIRTを設置するとともに、当機構が保有する情報及び情報システムについてのリスク評価を行い、必要な対応を行う仕組みを導入している。	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル9階 農水産業協同組合貯金保険機構 総務部 総務班 (http://www.sic.or.jp/material/information-disclosure-system/) ※郵送の場合の宛先についても同上
②請求方法	指定様式(下記URLを参照)による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 (http://www.sic.or.jp/material/information-disclosure-system/) また、請求方法について、上記で示すURLのページにおいて流れを記載し、分かり易い説明に努めている。
特記事項	—
③手数料等	[有料] ＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 開示請求手数料: 1件300円、納付方法: 窓口納付、定額小為替)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	※ただし、現在該当するファイルなし。
公表場所	当機構ホームページ
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	「1. ①請求先」と同じ
②対応方法	・案件に応じて関係部署と連携し適切に対応する。

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月24日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属	所属長氏名	所属長役職	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更
令和4年6月1日	(別添1) 事務の内容 1 組合の破綻処理時の名寄	-	住基ネットとの接続に関して以下の注意事項を追記。	事前	5年経過前の評価再実施に合わせて提出(特定個人情報保
令和4年6月1日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	【本人確認情報照会結果ファイル】1. 要求レコード番号・・・略・・・40. 予備	【本人確認情報照会結果ファイル】1. 要求レコード番号・・・略・・・40. 旧氏(漢字)、41. 旧	事前	5年経過前の評価再実施に合わせて提出(特定個人情報保
令和4年6月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	・破綻処理業務システムの各端末・装置では、特定個人情報にアクセスした履歴や個人情報	・破綻処理業務システムの各端末・装置では、特定個人情報にアクセスした履歴や個人情報	事前	5年経過前の評価再実施に合わせて提出(特定個人情報保
令和4年6月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	-	・データセンター内サーバ室に機器や電子記録媒体等を持ち込む場合、データセンター入館入	事前	5年経過前の評価再実施に合わせて提出(特定個人情報保
令和4年6月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	・システムに保存されている特定個人情報のデータについては、利用終了後、削除を行う。	・システムに保存されている特定個人情報のデータについては、利用終了後、削除を行い、	事前	5年経過前の評価再実施に合わせて提出(特定個人情報保
令和4年6月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	・住基ネットにおいて、アクセスした履歴は、当機構に設置するサーバに保存され、住基ネット	・住基ネットにおいて、アクセスした履歴は、当機構データセンターに設置するサーバに保存さ	事前	5年経過前の評価再実施に合わせて提出(特定個人情報保
令和4年6月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	・住基ネットへアクセスした履歴は、当機構に設置するサーバシステムに保存されるため、住基	・住基ネットへアクセスした履歴は、当機構データセンターに設置するサーバシステムに保存さ	事前	5年経過前の評価再実施に合わせて提出(特定個人情報保
令和4年6月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	・住基ネットへアクセスした履歴は、当機構に設置するサーバに保存されるため、住基ネット端	・住基ネットへアクセスした履歴は、当機構データセンターに設置するサーバに保存されるた	事前	5年経過前の評価再実施に合わせて提出(特定個人情報保
令和4年6月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	・住基ネット端末操作を行う執務室は、出入口に入室認証装置等を設置し、部外者の侵入を	・住基ネット接続サーバ機器は、当機構データセンターにおいて管理しており、当該データセ	事前	5年経過前の評価再実施に合わせて提出(特定個人情報保
令和4年6月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	・住基ネットへアクセスした履歴は、当機構に設	・住基ネットへアクセスした履歴は、当機構デー	事前	5年経過前の評価再実施に合わせて提出(特定個人情報保
令和4年6月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	・住基ネット端末には特定個人情報を保存しない取扱いとする。住基ネットより入手した特定	・システムに保存されている特定個人情報のデータについては、利用終了後、削除を行い、	事前	5年経過前の評価再実施に合わせて提出(特定個人情報保
令和4年6月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	③ 主任保護管理者は、農林水産省に報告するとともに、平成27年特定個人情報保護委員	③ 主任保護管理者は、農林水産省に報告することに加え、平成27年特定個人情報保護委	事前	5年経過前の評価再実施に合わせて提出(特定個人情報保
令和4年6月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス	③ 主任保護管理者は、農林水産省に報告するとともに、平成27年特定個人情報保護委員	③ 主任保護管理者は、農林水産省に報告することに加え、平成27年特定個人情報保護委	事前	5年経過前の評価再実施に合わせて提出(特定個人情報保
令和4年6月1日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査	・年1回、特定個人情報等取扱者を含む全役職員を対象として、当機構の総務部長から指示さ	・年1回、特定個人情報等取扱者を含む全役職員を対象として、当機構の総務部長から指示さ	事前	5年経過前の評価再実施に合わせて提出(特定個人情報保
令和4年6月1日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査	・情報セキュリティ対策の監査は、当機構の財務班担当参事が責任者となり実施している。ま	・「対策推進計画」に基づき、情報セキュリティ関連規定遵守状況についての監査及び情報シ	事前	5年経過前の評価再実施に合わせて提出(特定個人情報保
令和4年6月1日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓	(1)「貯金保険機構個人情報取扱規程」に基づき、保有個人情報等の保護制度の体系、保有	(1)「貯金保険機構個人情報取扱規程」に基づき、保有個人情報等の保護制度の体系、保有	事前	5年経過前の評価再実施に合わせて提出(特定個人情報保
令和4年6月1日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	なし	・当機構の情報セキュリティに関する基本規程である「情報セキュリティに関する規程」及びそ	事前	5年経過前の評価再実施に合わせて提出(特定個人情報保

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） 第9条第1項、別表第1の56の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第44条の2 ・住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令（平成14年総務省令第13号） 第1条第18項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） 第9条第1項、別表の82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第44条の3 ・住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令（平成14年総務省令第13号） 第1条第22項	事前	
	(別添1) 事務内容	－	クラウド化に伴うシステム構成図や備考等の変更	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 名寄せ検証用データ 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	－	クラウド化に伴うデータセンターに関する記載の削除及びクラウド利用によるリスク措置を記載。	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 名寄せ検証用データ 6. 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法	－	クラウド化に伴うデータセンターに関する記載の削除及びクラウド利用によるリスク措置を記載。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報照会結果ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	・地方公共団体情報システム機構より入手した特定個人情報を記録した電子記録媒体は、住基ネット端末管理者が、施錠可能なキャビネットに保管する。	・地方公共団体情報システム機構より入手した特定個人情報は、施錠管理されたサーバールームに設置するサーバラック内の住基ネット接続サーバ機器に保存し、管理する。	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報照会結果ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	・電子記録媒体については、専用シュレツダーで破碎することにより、復元困難な状態にするほか、管理簿にて消去管理を行うこととする。	・情報が記録されるハードウェアを破棄した際には、廃棄した業者より証明書の提出を受ける。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)名寄せ検証用データ 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	－	クラウド利用によるリスク措置を記載。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)名寄せ検証用データ 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	－	クラウド化に伴うデータセンターに関する記載の削除及びクラウド利用によるリスク措置の記載。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (1)名寄せ検証用データ 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1: 特定個人情報の 漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容		クラウド化に伴うデータセンターに関する記載 の削除及びクラウド利用によるリスク措置の記 載。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (1)名寄せ検証用データ 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1: 特定個人情報の 漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容		クラウド化に伴うデータセンターに関する記載 の削除及びクラウド利用によるリスク措置の記 載。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (1)名寄せ検証用データ 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク3: 特定個人情報が 消去されずいつまでも存在す るリスク 消去手順 手順の内容	・情報が記録されるハードウェアを破棄した際 には、廃棄した業者より証明書の提出を受け る。	・データの復元がなされないよう、クラウド事業 者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に 準拠し、機密レベルに応じた確実なデータ消去 (クリア、パージ、破壊)を実施する。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)本人確認情報照会結果 ファイル 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個 人情報が漏えい・紛失するリ スク リスクに対する措置の内容	・地方公共団体情報システム機構との接続は 専用回線のみであり、インターネットと接続して いない。また、住基ネットより特定個人情報ファ イルをダウンロードして電子記録媒体に保存す る際には、住基ネット端末管理者の許可を得て おり、立会人を設けて不正に複製できない取扱 いとしている。	・地方公共団体情報システム機構との接続は 専用回線のみであり、インターネットと接続して いない。また、住基ネットより入手した特定個人 情報ファイルは、施錠管理されたサーバールーム に設置するサーバラック内の住基ネット接続 サーバ機器に保存し、管理する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)本人確認情報照会結果 ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元 職員、アクセス権限のない職 員等)によって不正に使用さ れるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	・住基ネットにおいて、アクセスした履歴は、当 機構データセンターに設置するサーバに保存さ れ、住基ネット端末管理者が、定期に及び必要 に応じ随時にチェックを行う。	・住基ネットにおいて、アクセスした履歴は、当 機構に設置する住基ネット接続サーバ機器に 保存され、住基ネット端末管理者が、定期に及 び必要に応じ随時にチェックを行う。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)本人確認情報照会結果 ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で 使用するリスク リスクに対する措置の内容	・住基ネット端末はプリンタと接続しないため、 データを紙出力できない。また、住基ネットより 入手した特定個人情報を記録した電子記録媒 体については、名寄せ結果の検証・補完が終 了した都度、住基ネット端末管理者の立会の下 で速やかに消去・廃棄する。 ・住基ネットへアクセスした履歴は、当機構デー タセンターに設置するサーバシステムに保存さ れるため、住基ネット端末管理者が、必要に応 じてチェックする。	・住基ネット端末はプリンタと接続しないため、 データを紙出力できない。また、住基ネットより 入手した特定個人情報ファイルは、名寄せ結 果の検証・補完が終了した都度、住基ネット端 末管理者が速やかに消去・廃棄する。 ・住基ネットへアクセスした履歴は、当機構に設 置する住基ネット接続サーバ機器に保存される ため、住基ネット端末管理者が、必要に応じて チェックする。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)本人確認情報照会結果 ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファ イルが不正に複製されるリス ク リスクに対する措置の内容	—	クラウド化に伴うデータセンターに関する記載 の削除及び住基ネット機器設置場所変更に伴 うリスク措置を記載。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)本人確認情報照会結果 ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1: 特定個人情報の 漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	—	クラウド化に伴うデータセンターに関する記載 の削除及び住基ネット機器設置場所変更に伴 うリスク措置を記載。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)本人確認情報照会結果 ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1: 特定個人情報の 漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	—	クラウド化に伴うデータセンターに関する記載 の削除及び住基ネット機器設置場所変更に伴 うリスク措置を記載。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)本人確認情報照会結果 ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク3: 特定個人情報が 消去されずいつまでも存在す るリスク 消去手順 手順の内容	—	クラウド化に伴うデータセンターに関する記載 の削除及び住基ネット機器設置場所変更に伴 うリスク措置を記載。	事前	
	Ⅳ その他のリスク対策 ②監査 具体的な内容	なし	・政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービ スを調達することとしており、ISMAPにおいて、 定期的にISMAP監査機関リストに登録された監 査機関による監査を行うこととしている。	事前	